

一新聞記者へ對し大阪電燈會社社長程へて曰く「私の手許へはまだ来てゐません」と前提して

「そんな話は四五日前から聞いてゐたのでそれとなく警戒はしてゐるのです。しかし恐らく何者か、中へ這入つてゐるのではないでせうか。私の方の職工は不景氣時代に待遇を非常によくしてあり、現に四回以上を取つてゐる者さへあるのです。今更それを減額する譯にも行かない位ですから、そんな不平の聲を聞く譯はない筈なんです。殊に今日や明日雇つた人でもなく永年同じ釜の飯を喰つてゐるので相互に理解もある筈なんです。私の手許にまだ要求書が来てないんだから會社の態度と云つては何も云へませんが、正當な要求なら私は容れてやつてよいと思ふのです。然しそれが若し脅迫の意味を含んでゐるものならば跳れつけるより外はありません。要求書なるものが三十日午後四時に回答を迫ると云つたやうな脅迫つたものなら、とんと問題になりません。第一それでは重役會議を開く隙もない譯ですからね。過日偶然友愛會員を知らずして解雇したのでそんなことから或は事を起したのぢやありませんまいか。今市を暗黒にするなんて恐らくそんな無茶なことはありませんまいよ。正當な要求であるか脅迫であるかまだ要求書なるものを見ないのでハッキリしたことは申されませんが恐らく私の方の職工に限つてそんな馬鹿なことはしません。」

と極めて樂觀の口吻を漏らし居たり。

▽警察部長の調停

要求を提出せる組合側は、爾後同盟罷業の如き極端なる行動に出でず、平常同様の態度を持して就業を怠らす三十日の回答を待ちしが、會社役員會議に於ける意嚮を聞知し、三十日午前八時、會社が回答時刻に先立つて代表者の出社を求めたるに對して其時刻に出社せず、千日前に於ける組合本部に集合して會社との交渉に關する協議を重ね、同日午前十一時頃に至りて佐藤以下の代表委員は出社したる處、會社側は労働問題調査委員會に於て決定せる如く、職工の待遇、施設に關する事項中には目下

同委員會にて審議中に屬するのみならず、會社規定變更に就いても事重大なるを以て同委員會の審議を要すべき性質のものなれば同委員會の結果を待つべく、一先づ要求を撤回すべしの意見を告げ、組合側代表は要求は何れも合理的にして變改の餘地なきものなれば、定刻迄に諾否の確答を得たと望みて止まざりしが、會社側の主張は更に強硬なるものありしかば、組合代表もさらば一先づ組合本部に歸つて一同に會社側の意見に對する賛否を求めて確答すべしと折れ、一同は代表委員の報告を待てる組合幹部の集合所なる會社附近の西島飲食店に引き返し其顛末を報告したるに、何れも回答期間の撤回に反對を稱へ、斯の如きは會社の無誠意を證するものなれば最早交渉の餘地を存せず、組合は自由行動に出づべしの強硬説多數を占めしかば、午後二時代表委員は再び會社に萩原庶務課長を訪ひ、従業員全部の意思は回答期撤回に反對なれば午後四時迄には、是非共解答に接したしと迫りたるに、會社側も従來の主張を以て最も穩健正當と信するを以て其以上回答すべきものなしと一步も譲らざりしが、折柄會見に立會せる加々美大阪府特別高等課長の添言に基き萩原庶務課長は前言を改めて回答期間として十日間の猶豫を求めたり。然るに是又組合側は應諾せず現在會社より回答を得られざるに於ては組合は之を以て會社の要求拒絶と解釋し以後自由行動に出づべしとの通告を残して退出せり。

會社との交渉不調に終りし組合代表等は、直に其足を以て安治川、春日出の兩發電所、並變電變壓所に到り一般に對して其經過を報告すると共に一同に向つて其奮起を慫慂せり。